

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、母子保健に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>加須市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤妊娠の届出に係る事実の確認 ⑥母子健康手帳の交付 ⑦母子健康手帳交付台帳の整備 ⑧母子健康手帳の再交付 ⑨妊産婦の訪問指導 ⑩低体重児の届出の受理 ⑪低体重児の届出に係る事実の確認 ⑫養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑬養育医療の費用の徴収に関する事務 ⑭母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務</p> <p>番号利用法の別表に基づき、当市は母子保健に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索機能・電子申請機能での受領も含む。</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム(母子保健) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)(第2条の表(42、80、95、125の項)) <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)(第2条の表(95、96の項))

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども局 すくすく子育て相談室
②所属長の役職名	すくすく子育て相談室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底している。また、人手を介在する作業として本人情報のデータベースへの入力や予防接種記録の開示が考えられるが、いずれのケースにおいても入力者と確認者によるダブルチェックを徹底する等の対策を行っているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報の入手に当たっては原則として申請者本人に申請書の記載をさせるほか、申請書についても記入する項目を最低限にすることにより、必要以上の個人情報を収集するリスクを避けるようにしている。データベースへの入力についても入力項目を必要最小限に抑えることによる必要以上の個人情報の収集を行わないよう対策を行っている。以上のことから当該対策については「十分である」と判断できる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	—	※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索機能・電子申請機能での受領も含む。	事前	事務手続きの追加
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	—	4. サービス検索・電子申請機能	事前	システム(機能)の追加
平成30年6月29日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	間下 知子	健康づくり推進課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「IVリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	—	⑫養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑬養育医療の費用の徴収に関する事務 ⑭母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事後	番号法の改正による見直し
令和1年12月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康医療部 健康づくり推進課	健康医療部 健康づくり推進課、 こども局子育て支援課	事後	番号法の改正による見直し
令和1年12月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり推進課長	健康づくり推進課長 子育て支援課長	事後	番号法の改正による見直し
令和1年12月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和2年12月23日	I 関連情報 1. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条7号、別表第二の56の2、69の2、の項及び主務省令第30条、38条の3	(情報提供の根拠) ・番号法第19条7号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項及び主務省令第19条、30条、38条の3、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条7号、別表第二の69の2、70の項及び主務省令第38条の3、39条	事後	記載内容の見直し
令和2年12月23日	IIしきい値判断項目 4. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年12月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条7号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項及び主務省令第19条、30条、38条の3、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条7号、別表第二の69の2、70の項及び主務省令第38条の3、39条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条8号、別表第二の26、56の2、69の2、87の項及び主務省令第19条、30条、38条の3、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号、別表第二の69の2、70の項及び主務省令第38条の3、39条	事後	番号法の改正による見直し
令和3年12月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康医療部 健康づくり推進課、 こども局子育て支援課	こども局 子育て支援課	事後	組織改正による変更
令和3年12月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり推進課長 子育て支援課長	子育て支援課長	事後	組織改正による変更
令和3年12月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・請求先	加須市役所 健康医療部 健康づくり推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311	加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正による変更
令和3年12月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	加須市役所 健康医療部 健康づくり推進課 住所：埼玉県加須市諏訪1丁目3番6号 加須保健センター 電話：0480-62-1311	加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正による変更
令和3年12月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年12月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年10月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	時点修正
令和6年1月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康医療部 健康づくり推進課、 こども局子育て支援課	こども局 すくすく子育て相談室	事後	組織改正による変更
令和6年1月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	すくすく子育て相談室長	事後	組織改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・請求先	加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111	加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正による変更
令和6年1月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 問い合わせ	加須市役所 こども局 子育て支援課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111	加須市役所 こども局 すくすく子育て相談室 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111	事後	組織改正による変更
令和6年1月1日	II しいき値判断項目 1. 対象 人数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	時点修正
令和6年1月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱 者数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の49の項及び 主務省令第40条	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号利用法)第 9条第1項 別表の70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第40条	事後	根拠法令の変更
令和7年11月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネッ トワークシステムによる情報運 携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条8号、別表第二の26、56の 2、69の2、87の項及び主務省令第19条、30 条、38条の3、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号、別表第二の69の2、70 の項及び主務省令第38条の3、39条	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号利用法) 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令(新情報連携主務省令)(第2条の表(42、8 0、95、125の項)) 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号利用法) 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令(新情報連携主務省令)(第2条の表(95、9 6の項))	事後	根拠法令の変更
令和7年11月25日	II しいき値判断項目 1. 対象 人数	令和6年1月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱 者数	令和6年1月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在 させる作業		十分である 判断の根拠:マイナンバー利用事務におけるマ イナンバー登録事務に係る横断的なガイドライ ンに従 い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本 人からのマイナンバー取得の徹底している。 また、人手を介在する作業として本人情報の データベースへの入力や予防接種記録の開示 が考えられるが、いずれのケースにおいても入 力者と確認者によるダブルチェックを徹底する 等の対策を行っているため、人為的ミスが発生 するリスクへの対策は「十分である」と考えら れる。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	IV リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 判断の根拠:個人情報の入手に当たっては原 則として申請者本人に申請書の記載をさせるほ か、申請書についても記入する項目を最低限に することにより、必要以上の個人情報を収集す るリスクを避けるようにしている。 データベースへの入力についても入力項目を必 要最小限に抑えることによる必要以上の個人情 報の収集を行わないよう対策を行っている。 以上のことから当該対策については「十分であ る」と判断できる。	事前	標準化対応に伴う評価の再実施